

学 事 第 2 0 7 9 号  
令和 2 年 (2020 年) 1 月 29 日

各私立学校設置者  
各私立幼稚園長  
各私立学校長  
各私立専修学校長  
様

北海道総務部法務・法人局学事課長

新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健安全法上の対応について (通知)

このことについて、別添のとおり文部科学省から事務連絡がありましたのでお知らせします。中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関しては、令和 2 年 (2020 年) 1 月 28 日に新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が決定したところです (2 月上旬施行予定)。

当該政令により指定感染症に指定されると、新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法 (昭和 33 年法律第 56 号) に定める第一種感染症とみなされます (学校保健安全法施行規則 (昭和 33 年文部省令第 18 号) 第 18 条第 2 項) ので、各学校長は、当該感染症にかかった児童生徒等があるときは、治癒するまで出席を停止させることができます。

つきましては、学校保健安全法第 18 条及び学校保健安全法施行令第 5 条により、出席停止が行われたとき及び学校の休業を行ったときは、保健所に連絡することとされていますので、出席停止等の措置を行った場合は、管轄の保健所に連絡するとともに、学校の休業を行った場合は、臨時休業報告を道学事課にご提出いただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省ホームページに掲載されている「中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A (令和 2 年 1 月 27 日版)」をお知らせしますので、必要に応じて御活用ください。

記

○関連情報ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について (内閣官房ホームページ))

[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

(中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A (令和 2 年 1 月 27 日版))

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

企画幼稚園グループ  
中高専修学校グループ